

○富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱

平成26年2月20日

告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図るため、労働環境の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認を行う契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約は、次に掲げる契約（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定する法人と締結する契約を除く。）とする。

(1) 複数年度にわたる契約であって、予定価格の単年度当たりの額が1,000万円以上の業務委託契約

(2) 富士見市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年条例第18号）第3条（同条例第11条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市長又は教育委員会が指定した指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）

(3) 予定価格が5,000万円以上の工事請負契約

2 市長は、入札に参加する者に対し、一般競争入札においては公告により、指名競争入札においては指名通知により、この要綱の適用を受ける可能性がある旨をあらかじめ明示しなければならない。

(労働環境の基準)

第3条 この要綱に基づき確認する労働環境は、次項に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を基準とする。

2 この要綱に基づき確認する労働環境のうち最低賃金に係る事項については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める額を参考とし、契約締結日における最低賃金水準額を別に定める。

(1) 業務委託契約又は指定管理協定 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年規則第8号）別表第1 その他業務の部甲の項に規定する事務補助員の時間額の報酬及び埼玉県について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額（同法第3条に規定する最低賃金額をいう。）

(2) 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価（埼玉県）

3 前項の規定により最低賃金水準額を定めたときは、これを公表するものとする。
（確認の書面）

第4条 労働環境を確認する書面は、労働環境申告書（様式第1号）及び労働者配置計画書（様式第2号。工事請負契約の場合に限る。）とする。

2 前項の書面の提出は、契約締結後速やかに行うものとする。

3 市長は、書面の提出があったときは、その内容を確認し、契約文書の写しとともに保存するものとする。

（労働環境の調査等）

第5条 契約の相手方に対する労働環境の調査、改善の要請及び報告書の提出並びに入札参加停止等の措置については、当該契約の条項により行うことができる。この場合において、当該契約に係る契約文書に記載する条項の文の標準は、別記のとおりとする。

2 前項の入札参加停止等の措置の適用については、富士見市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成23年告示第104号）に定めるところによる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年2月21日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、施行の日以後に公告、指名の通知又は見積書の提出の依頼を

行う案件から適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第116号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月29日告示第125号）

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第109号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第157号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の富士見市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第2条の規定による改正前の富士見市放射線量測定機器貸出要綱、第3条の規定による改正前の富士見市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱、第4条の規定による改正前の富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱、第5条の規定による改正前の富士見市地域まちづくり協議会認定要綱、第6条の規定による改正前の富士見市協働事業提案制度実施要綱、第7条の規定による改正前の富士見市徘徊高齢者等ステッカー配布事業実施要綱及び第8条の規定による改正前の富士見市成年後見人等に係る報酬助成要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年10月31日告示第408-3号）

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

別記（第5条関係）

（労働環境の調査）

第〇条 （委託者）は、富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条に規定する労働環境申告書の内容に疑義が生じたときは、（受託者）の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する者からの聞き取りその他労働環境の確認に必要な調査を行うことができる。

(改善の要請等)

第〇条 (委託者) は、調査の結果、本契約の履行に従事する者の労働環境が不適切であると認められる場合には、(受託者) に対し、労働環境の改善を要請することができる。

2 (受託者) は、前項の要請があった場合には、当該要請により行った労働環境の改善の内容を記載した報告書を(委託者) に提出しなければならない。

(入札参加停止等の措置等)

第〇条 (委託者) は、次に掲げる場合においては、(受託者) に対し、入札参加停止の措置等を講じ、又は本契約を解除することができる。

- (1) 労働環境の改善の要請に対する報告書の提出を怠った場合
- (2) 報告書の内容に虚偽があった場合

